公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について，次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は，下記により関係書類を作成のうえ，提出されたい。

平成26年４月９日

茨城県知事　橋本　昌

記

１　業務内容等

(1) 業務名　　平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託

(2) 業務内容　　平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間　　契約締結の日から平成 26 年 12 月 19 日（金）

２　参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は，以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167 条の４第１項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167 条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく，指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお，新たに入札参加資格を得ようとする者は，所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ下記に示す場所に申請すること。申請は，随時受け付けているが，審査に相応の日数を要するため留意すること。

＜申請書の入手，提出及び問合せ先＞

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番６

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室　調度担当

電話 029-301-4875（直通）

(4) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22 年茨城県条例36 号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

(6) 過去５年以内に本業務と同種又は類似の業務を実施した経験を有する者であること。

3　審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は，担当部局内に設置した審査委員会において，下記(2)の評価基準により審査する。採否については，決定後速やかに通知する。

なお，審査内容は非公開とし，審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

業務内容の実施方法	① 提案内容の的確性 ② 業務計画の妥当性
業務の実施体制	③ 運転体制の適切性 ④ 安全性・環境への配慮 ⑤ 維持管理体制の適切性
事業費の積算	⑥ 見積額の妥当性

4　手続き等に関する事項

(1) 担当部局　茨城県生活環境部環境対策課水環境室霞ヶ浦対策グループ

〒310-8555　水戸市笠原町978番６

電話　029-301-2968　　FAX　029-301-2969

E-mail　lake@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する実施要領の交付

ア　交付方法　　以下において直接交付又は茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロード。

（URL　http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter）

イ　交付期間　　平成 26 年４月９日（水）から平成 26 年５月７日（水）までの午前９時から午後５時まで。（正午から午後 1 時を除く。）ただし，茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条各号に定める休日を除く。

ウ　交付場所　　４(1)担当部局に同じ

5　プロポーザルへの参加方法等

(1) 参加方法

実施要領に基づき，プロポーザル参加意思表明書（様式１）を下記(3)提出先に持参または郵送（書留郵便に限る）すること。

(2) 提出期限

平成26年５月１日（木）午後５時まで

(3) 提出先

４(1)の担当部局に同じ

(4) 質問の受付等

当該業務及び仕様書等に対する質問がある場合は，次のとおり原則として電子メールにより質問すること。ただし，電子メールが使用できない場合は，ファックスによる質問も認め

る。

ア　質問受付期間

公告の日から平成26年４月25日（金）午後５時まで。なお，これ以降に到達したものについては，回答しないので留意すること。

イ　質問受付先

４(1)の担当部局に同じ

ウ　質問に対する回答日時

平成26年４月30日（水）午後５時まで

エ　質問に対する回答方法

電子メールにより回答する。ただし，ファックスによる質問の場合は，ファックスにより回答する。また，質問に対する回答の内容については環境対策課ホームページでも公開する。

6　プロポーザルの提出方法等

(1) 提出方法

５(1)のプロポーザル参加意思表明書を提出した者は，プロポーザルを提出できるものとし，実施要領に基づき，プロポーザル提出書（様式３），企画提案書及びプロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式６）を下記(3)提出先に持参または郵送（書留郵便に限る）すること。

(2) 提出期限

平成26年５月７日（水）午後５時まで

(3) 提出先

４(1)の担当部局に同じ

(4) その他

プロポーザルは，１者につき１提案とする。

7　プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

平成26年５月12日（月）（予定）

(2) 時間，会場等

別途連絡する。

(3) その他

プレゼンテーションは非公開とする。また，追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。

8　契約の締結

別途定める予定価格の範囲内で，プロポーザルの採用者と随意契約により委託契約を締結する。

9　その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨　　日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否　　要

(3) 提出された企画提案書については，後日ヒアリングを行うことがある。

(4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。なお，提出された企画提案書は返却しない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には，企画提案書を無効にするとともに，不利益処分を行うことがある。

(6) その他詳細は，実施要領による。

平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託仕様書

１　業務目的

本業務は，霞ヶ浦で夏季に発生するアオコが流入河川へ遡上し，周辺へ悪臭被害を及ぼすことから，アオコ抑制対策として，アオコ抑制装置（以下「抑制装置」という。）の設置及び運転等を行うものである。

２　業務実施期間

契約締結の日から平成 26 年 12 月 19 日（金）まで

３　業務内容

抑制装置の設計，製作，据え付け調整，運転及び撤去を行う。

なお，抑制装置は，アオコの発生抑制，アオコの群体化抑制及び腐敗アオコの堆積防止（悪臭防止）を目的として運転する。

（１） 運転期間

運転期間は原則，平成 26 年７月１日（火）から平成 26 年９月 30 日（火）までの３ヶ月とする。ただし，アオコの発生状況に応じて必要と認められた場合には，委託者と受託者の協議の上変更も可とする。

（２） 設置場所

新川の土浦税務署前(土浦市)の河川内の水域に原則として固定して設置する(別図)。

（参考）新川の流量：0.01 m^3/s 未満（神天橋）

（３） 抑制装置

抑制装置の構成及び機能は以下のとおり。

ア　構成及び機能

アオコによる悪臭を防止するため，設置場所周辺の水域における，アオコの発生・群体化抑制，腐敗臭抑制機能を備えるものとする。

（例示）

・水流発生装置による流動循環
・吸引装置による吸引，破砕
・超音波照射装置等による死滅，沈降
・オゾン発生装置等による腐敗臭抑制
・マイクロバブル（微細気泡）やエアレーションによる水質浄化による発生抑制

イ　その他

抑制装置は台風などの悪天候（流量 75 m^3/s）に耐えうる方法で固定する。

（４） 運転体制

・原則，昼夜連続 24 時間無人運転とする。ただし，周辺住民への影響を考慮し，必要に応じて夜間は停止するなど，騒音等にも配慮する。
・手動でオンオフができる運転操作盤を陸地に設置する。

（５） 維持管理体制

・運転期間中は装置の維持管理を適切に行い，腐敗アオコの堆積による悪臭発生等の異

常事態の発生を未然に防ぐ。これにより，装置から下流側 30mの範囲は腐敗アオコの堆積がないようにする。なお，万が一腐敗アオコの堆積が認められた場合には，ただちにアオコの回収等の措置を講じて悪臭被害等が発生しないようにする。

・気象条件等によりアオコの大量発生があった場合には，原則，毎日，装置の状況を確認するとともに，抑制装置の効果を把握する。なお，その際には写真等で記録を行う。

・運転期間中はごみ等の堆積により装置の能力が低下しないよう，維持管理を適切に行う。ごみ等の堆積があり，装置の性能の能力が低下したと認められた場合には，直ちにごみ等の撤去を行う。なお，撤去の際に発生した回収・処分等に係る費用は受託者が負担する。

・故障時の対応などを迅速に行える体制を整える。

（６）安全管理

・抑制装置の設置及び撤去作業中は，現地の見えやすい場所に作業のお知らせ看板を設置し，関係者以外の立ち入りを防ぐことにより，安全に作業が行うことができる方策を講じる。

・抑制装置運転中は，現地にお知らせ看板を設置して周知を図る。看板の作成にあたっては委託者と事前に協議する。

・抑制装置には，夜間点滅灯を設置する。

（７）周辺環境への配慮

運転期間中，付近を航行する船舶や騒音，悪臭，光害等による周辺住民の生活環境等への影響がないようにする。

（８）付帯工事等の負担

・電源の引き込み工事，抑制装置設置に付帯する工事に係る経費は，受託者が負担する。

・業務実施に必要な電力は受託者が用意する。また，電気使用料は受託者が負担する。

（９）許認可等申請

抑制装置の設置に関連して関係官庁への認可申請，報告，届出等の必要がある場合，その必要図書の作成及び手続きは，受託者の経費負担により受託者が代行する。

(10) 効果の把握等

抑制装置の効果を把握するため，適切な方法で効果把握を行う。また，効果把握に係る費用は受託者が負担する。

(11) その他

・新川の生態系に悪影響を及ぼすことがないようにする。

・底泥の巻き上げ等により，水質の悪化，悪臭の発生，景観の悪化等の悪影響を及ぼさないようにする。

(12) 参考：昨年の状況

・アオコは６月初旬に西浦で発生以来，各地で 10 月末までの間に計 90 日発生した。

・新川の土浦税務署前（土浦市）では，平成 25 年７月から９月までの３ヶ月間アオコ抑制装置を稼働することにより，水面に堆積したアオコが腐敗する状態を防ぎ，悪臭被害の発生を防止した。

4　業務報告書等の提出書類

下表のとおり提出すること。

提出書類	部数
業務計画書	3 部
機器仕様書	3 部
機器取扱説明書	3 部
業務報告書	3 部及び CD-R 3 部
委託者の指示により作成した関係書類	委託者の指示による
その他必要な書類	委託者の指示による

契約締結後，速やかに業務計画書を提出する。また，機器仕様書及び機器取扱説明書は運転開始前に提出する。

業務終了後，12 月 19 日までに業務報告書及びその内容を記録した CD-R を提出する。

業務報告書には，抑制装置の図面，設置・撤去工事に関する記録，運転の記録，効果把握結果等を記載する。

なお，業務報告書の作成にあたっては，構成等について事前に委託者と協議し，提出書類は，原則 A4 版とし，白色再生紙を使用する。

5　全体スケジュール

抑制装置は原則平成 26 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 ヶ月，24 時間連続運転を行う。

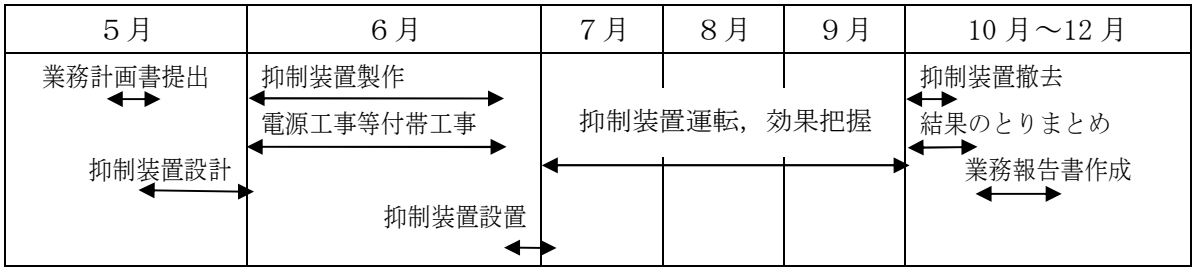

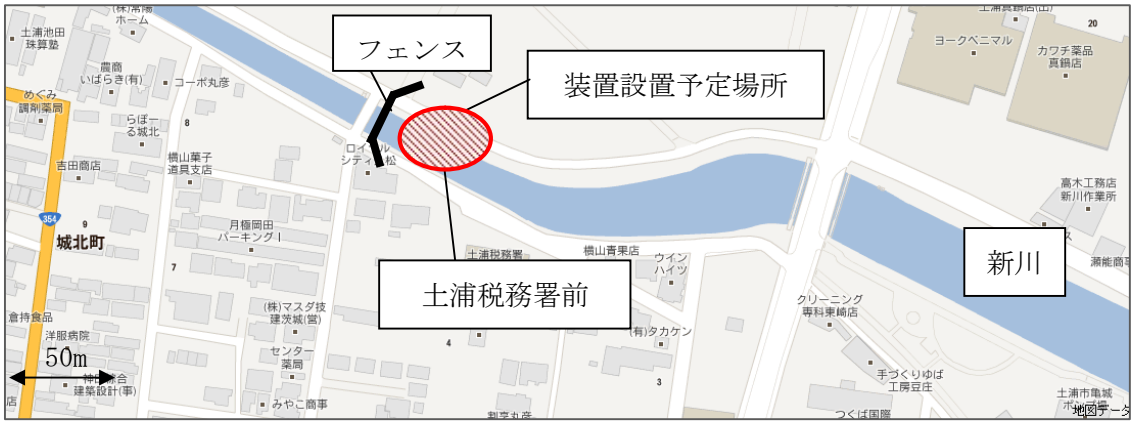

別図　抑制装置設置場所（新川）

平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は，茨城県が発注する「平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託」において，プロポーザル（提案）方式を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

(1) 業務名　平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託（以下「業務委託」という。）

(2) 業務の目的

霞ヶ浦で夏季に発生するアオコが流入河川へ遡上し，周辺環境へ悪臭被害を及ぼすことから，アオコ抑制対策として，アオコ抑制装置の設置及び運転等を行う。

(3) 業務の内容

別添　平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期限

契約締結の日から平成26年12月19日（金）まで

(5) 提案額

15,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお，この額は事業内容の規模を示すものであり，予定価格を示すものではないことに留意すること。

３　プロポーザル提出者に要求される資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は，以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167 条の４第１項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第167 条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく，指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22 年茨城県条例36 号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。

(6)過去５年以内に本業務と同種又は類似の業務を実施した経験を有する者であること。

４　担当部局

茨城県生活環境部環境対策課水環境室霞ヶ浦対策グループ
〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番６
電話　029-301-2968　　ＦＡＸ　029-301-2969

５　プロポーザル参加意思の表明

プロポーザルへの参加を希望する者は，プロポーザル参加意思表明書（様式１）を以下により提出するものとする。

(1) 提出期限　平成26年５月１日（木）午後５時
(2) 提出先　　４ 担当部局に同じ
(3) 提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

６　質問の受付等

プロポーザルに関する質問は，質問書（様式２）を以下により提出するものとする。

(1) 提出期限　平成26年４月25日（金）午後５時
(2) 提出先　　４担当部局に同じ
(3) 提出方法　下記宛先にメールで送付すること。ただし,電子メールが使用できない場合は,ファックスによる質問も認める。
　　lake@pref.ibaraki.lg.jp
(4) 回答方法等
ア　質問に対する回答日時
　平成 26 年４月 30 日（水）午後５時まで
イ　質問に対する回答方法
　電子メールにより回答する。ただし，ファックスによる質問の場合は，ファックスにより回答する。また，質問に対する回答の内容については環境対策課ホームページでも公開する。

７　プロポーザルの提出書類及び部数，提出期日等

(1) 提出書類及び部数
・プロポーザル提出書（様式３）　　１部
・企画提案書（様式自由）　　８部
｛・会社の概要（様式４）　　８部
｛・類似業務の実績（様式５）　　８部　　を含む｝
・プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式６）　１部
(2) 提出期限　　平成 26 年５月７日（水）午後５時
(3) 提出先　　４担当部局に同じ
(4) 提出方法　　持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
(5) その他　　プロポーザルは，１者につき１提案とする。

８　企画提案書の作成及び留意事項

(1) 体裁

日本工業規格Ａ４（両面／横書き）により作成すること。ただし，図面や図表等でＡ３版を使用する場合は綴じ込み折りとし，ページ数に含むものとする。

ページ数は特に制限は設けないが，不必要に多くならないようにすること。

企画提案書は，閲覧時の散逸等を防ぐため，左側綴じとすること。各資料を通して通し番号による頁数を各頁の下中央に付記し，巻頭には頁数を記した目次を付けること。

(2) 作成に当たっての留意事項

ア　企画提案の内容は，２(5)に提示する提案額の範囲内で提案すること。

イ　本件入札においては，提出された企画提案内容に基づき評価を行い，記載内容に応じて採点される技術評価点の合算により評価点を算出し，落札者を決定する。このため，評価者が評価しやすいように技術的な用語に偏った表現や抽象的な表現を極力排除し，可能な限り具体的で簡潔に記述すること。

なお，カタログだけの提案や実現可能性の乏しい提案は，行わないこと。

ウ　企画提案書に記載されている事項は，契約時の仕様に盛り込むことを前提として，確実に提案者が実現できる内容を記載すること。

エ　別途提示するアオコ抑制装置設置等業務委託仕様書の記述の繰り返しや，「仕様書のとおり」といった，内容の具体性に欠ける表現はしないこと。こうした表現が見られた場合は，提案の記述がないものとみなして評価する。

オ　企画提案書作成に使用する言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）によるものとする。

(3) 企画提案書に記載する内容

仕様書で求める各要件に対する提案を求めるものであり，抑制装置の性能や品質などをよく検討のうえ記述すること。

ア　業務委託内容の実施方法

次の点に留意し，具体的な実施方法を記載すること。

なお，提案された実施方法は，プロポーザル提出者の能力を判断するためのものであり，採用された事業者における実施方法をそのまま実施するものではない。

① アオコ抑制装置の機能

抑制装置の機能について，装置の構成，性能，原理，フローなどを記述すること。

② アオコ抑制装置の配置

抑制装置の河川における配置，固定方法，給電設備などの配置計画を図示すること。配置計画の作成には，配置の合理性や装置能力の効率的な発揮についての配慮，維持管理の容易さなどを記述すること。

③ 実施計画

業務完了予定までの業務スケジュールについて，抑制装置の設計・製作，設置，運転，撤去や効果把握，電気工事等付帯工事などの工程計画を記述すること。委託者との打ち合わせの実施や，業務の進行管理体制に関しても記述する

こと。

④ 安全管理

抑制装置の設置・運転・撤去中の安全管理，周辺への安全及び環境に対する配慮，騒音振動悪臭防止対策などを記述すること。

また，周辺環境への配慮事項や緊急時システム（防犯など）の提案がある場合は，その概要を記述すること。

⑤ 運転体制及び維持管理体制

運転期間中の運転体制及び維持管理体制について記述すること。また，ごみ等の堆積が認められた場合，腐敗アオコの堆積による腐敗臭の発生などの異常時対策，故障時の対応などについても記述すること。

⑥ 効果把握方法

抑制装置運転中における効果把握方法について，項目，頻度，測定の実施方法（自社分析，委託分析など）などを記述すること。

⑦ 業務委託に係る費用

提案内容に沿った業務委託に係る費用の見積額を記述すること。その際は，維持管理体制を含めた主な内訳についても記述すること。

イ　業務実施体制

貴社内における業務の実施体制を記載するとともに，実際に業務を行う予定者，その者の担当業務，所属・役職，類似業務の経験，手持ち業務等を記載すること。また，新規雇用者の人数，役割について記載すること。

ウ　類似事業の実績

本業務類似事業の実施実績について，事業名，実施年，発注者，事業内容等について記載すること（過去５年間まで)。

エ　会社概要

会社概要，パンフレット等を添付すること。

９　プロポーザルの提出方法及びプレゼンテーション等

プロポーザル参加者は，下記のとおりプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 実施日　　平成26年５月12日（月）（予定）

(2) 時間・場所　別途指定する。

(3) 説明時間　　各者20分以内

(4) その他　　プレゼンテーションは非公開とする。また，追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。

10　プロポーザル評価項目及び選定方法

(1) プロポーザル評価項目

業務内容の実施方法	①　提案内容の的確性 ②　業務計画の妥当性
業務の実施体制	③　運転体制の適切性 ④　安全性・環境への配慮 ⑤　維持管理体制の適切性
事業費の積算	⑥　見積額の妥当性

(2) 選定方法

選定はプロポーザル審査委員会において，提出書類及びプレゼンテーションに基づき総合的に審査し採用を決定する。採否については，審査後通知する。

なお，審査結果についての異議申し立ては認めない。

11　契約の締結

別途定める予定価格の範囲内で，プロポーザルの採用者と随意契約による委託契約を締結する。契約書案は別添のとおり。

12　その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨　日本語及び日本円

(2) 契約書の作成要否　要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は，提出者の負担とする。
なお，提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には，企画提案書を無効にするとともに，不利益処分を行うことがある。

(5) 企画提案の審査は提出された内容に基づき行うが，使用決定後，企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また，委託金額については，採用決定後，見積もり合わせにより別途決定する。

（様式１）

プロポーザル参加意思表明書

平成　　年　　月　　日

茨城県知事　橋本　昌　殿
（環境対策課扱い）

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名印

平成26年４月９日付けで公告のあった，平成26年度アオコ抑制装置設置等業務委託に係るプロポーザルについて，参加意思を表明します。

担当者連絡先

氏名（ふりがな）	
所属・役職名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
メールアドレス	

（様式２）

質　問　書

平成　　年　　月　　日

茨城県知事　橋本　昌　殿
（環境対策課扱い）

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名印

平成26年度アオコ抑制装置設置等業務委託に係るプロポーザルについて，以下の事項を質問いたします。

担当者連絡先

氏名（ふりがな）	
所属・役職名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
メールアドレス	

質問事項

（様式３）

プロポーザル提出書

茨城県知事　橋本　昌　殿
（環境対策課扱い）

業務名　平成 26 年度アオコ抑制装置設置等業務委託

標記業務についてプロポーザル資料を提出します。

平成　　年　　月　　日

（提出者）　所　　在　　地
電　話　番　号
商号又は名称
代表者氏名印　　印

（様式４）

会社の概要

<table>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代　表　者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>本社所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資　本　金</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>従業員数</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">最近５年間の
売上・経常利益</td><td></td><td>売上高</td><td>経常利益</td></tr>
<tr><td>平成 21 年　月期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成 22 年　月期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成 23 年　月期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成 24 年　月期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成 25 年　月期</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>資格・登録等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>主な業務内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>加入団体等</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（様式５）

類似業務の実績

業務名	発注者	業務 期間	業務の概要	請負 金額 （千円）
		～		

備考

１　国，地方自治体又はこれらに準ずる財団等の団体が発注した実績に限る。

２　元請の実績に限る。

３　単体での受注実績に限る。

４　平成 21 年から平成 25 年の間に受託した業務に限る。

（様式６）

プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書

平成　　年　　月　　日

茨城県知事　橋本　昌　殿
（環境対策課扱い）

所　在　地
商号又は名称
代表者氏名印

平成26年４月９日付けで公告のあった，平成26年度アオコ抑制装置設置等業務委託に係るプロポーザルの提出者に要求される下記の資格要件をすべて満たす者であることを申し立てます。

記

１　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167 条の４第１項の規定に該当していない者であること。
２　政令第167 条の４第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
３　茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし，茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく，指名停止の措置を受けている者でないこと。
４　会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
５　茨城県暴力団排除条例（平成22 年茨城県条例36 号）第２条第１号又は同条第３号に規定する者でないこと。
６　過去５年以内に本業務と同種又は類似の業務を実施した経験を有する者であること。